

コーポレートガバナンスガイドライン

第1章 総 則

【目的】

第 1 条 本ガイドラインは、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社のコーポレートガバナンスの基本的な方針について定めるものである。本ガイドラインを指針として、常により良いコーポレートガバナンスを実現し、ステークホルダーから信頼・評価されるガバナンス体制を構築することを目的とする。

【本ガイドラインの位置づけ】

第 2 条 当社は、本ガイドラインを会社法、法令及び定款に次ぐ重要な規範として位置付ける。

【改廃】

第 3 条 本ガイドラインは、実効的なコーポレートガバナンスの実現のため、グループ経営戦略会議の審議を経て、取締役会の決議により改廃する。

【経営理念】

第 4 条 当社は、以下に掲げるグループ全体の経営理念、企業ビジョンおよび行動指針を定め、当社社員はこれを実践する。

経営理念 『信頼と限りなき挑戦』

企業ビジョン 『継続ある事業基盤の確立』 『不朽なる技術の進展』

行動指針

① お客様第一主義

お客様のニーズの把握とニーズに沿った商品・サービス提供によりお客様の信頼を得ること

② 安全第一

お客様・社会が求める良質で安全な商品・サービスを、スピード感をもって提供すること

③ 社会貢献

取り巻く問題を自らの問題と考え、社会への責任も果たすこと

【コーポレートガバナンスの基本的な考え方】

第 5 条 当社は、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼・評価される経営を目指す。そのためにコーポレートガバナンスを有効に機能させて経営の透明性、公正性、効率性を確保しながら、ガバナンス体制の継続的な強化に取り組む。

① 当社は、すべての株主に対し、株主の権利が実質的に確保されるように適時開示等を行うことにより、株主の権利が適切に行使できる環境整備を行う。

② 当社は、様々なステークホルダーとの協働が必要であると認識しており、ステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに対話等を通じて、健全な企業文化・風土の醸成を行い、社会・環境問題等の解決に努める。

③ 当社は、ステークホルダーとの対話促進のため、情報開示を重要な経営責務として捉えている。投資家保護や資本市場の信頼性確保・経営の透明性を高めるために適時・正確かつ公平な情報開示を行うことが必要不可欠と考え、法令に定める開示事項の他、ステークホルダーにとって有効と判断される情報など、任意の適時開示についても、当社ウェブサイト、CSR レポート等にて積極的に情報開示を行う。

④ 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の向上を図るべく、適切な役割・責務を果たす。当社は、持株会社体制を採用しておりグループ全体の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な経営体

制の確立を図るとともに、十分な人数の社外取締役を選任し、取締役会のチェック機能を強化している。

また、社外取締役のほかに社外監査役を選任し、取締役の業務執行を監査する体制をとる。

また、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会を設置し、意思決定のプロセスの透明性・公平性を確保する。

- ⑤ 当社は、積極的に株主と対話を行うことが重要と認識し、IR活動に注力する。IR活動は広報部で担当し、広報担当取締役を中心としてIR活動を実施する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

【株主の権利の確保】

第6条 当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、すべての株主に平等に権利が確保されるよう努める。

【株主総会における権利行使】

第7条 当社は、株主総会を当社における最高意思決定機関と認識し、株主との対話の重要な場であると位置付ける。

2. 当社は、法令等に従い、定款や株式取扱規程など諸制度を整えることで、株主総会における株主の権利行使に係る環境整備に努める。
3. 当社は、株主総会招集通知の一部英訳や議決権の電子化等を行い、株主が権利を行使しやすい環境整備に努める。
4. 株主総会での会社提案議案において、相当数の反対票が投じられた議案があった場合には、その原因の分析を行い、適切な対応を検討する。
5. 当社は、株主が株主総会の議案に対して十分に検討する時間を確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努める。また、発送前に招集通知をTDnetおよび当社ウェブサイト上で開示する。

【資本政策の基本的な方針】

第8条 当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率、連結配当性向に関する数値目標を開示する。また、株主還元方針として連結配当性向を重視し、業績と将来の事業展開に必要な内部留保の充実などを勘案し、総合的に決定するものとする。

2. 当社が株主の利益に関わる資本政策（増資・MBO等）を行う際には、株主の利益を害することのないよう、取締役会で十分に審議・決議し、監査役会はこれを監査する。また、その情報を速やかに開示し、株主への説明に努める。

【政策保有株式】

第9条 当社は、取引関係の維持・強化や中長期的な事業戦略上の必要性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上を図る上で有益と判断する企業の株式を保有する。

2. 当社は、毎年1回取締役会で保有目的の合理性と保有の経済合理性とを検証し、保有合理性が認められない場合は株式保有先と協議のうえ、株式市場の動向を見ながら売却し縮減する。経済合理性の検証は、株式毎に便益が資本コストに見合っているか等を検証する。また、当社の株式保有者から売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることもなく、取引の縮減を示唆する行為等も行わない。

また経済合理性を検証せずに会社の利益を害するような取引を行わない。

3. 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、当社の中長期的な企業価値の向上に資すること及び株式保有先企業の企業価値向上と適切なコーポレートガバナンスの観点から議決権行使基準を定め、基準に沿ってモニタリングし適切に議決権を行使する。

【関連当事者間の取引】

第10条 当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会規程の定めにより承認・報告を行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

第11条 当社は、モノづくりを通じて人々の生活を豊かにし、社会的課題の解決に取り組む。

事業活動を通じて社会に貢献するとともに法令遵守や環境保護に努め、ステークホルダーと良好な関係を構築する。

2. 当社はグループ CSR 委員会を設置し、また CSR 基本方針として「モノづくりを通じた CSR」「環境保全」「安全対策」「品質保証」「ガバナンス・コンプライアンス」「人権・人財・職場環境」「情報開示」「地域貢献」の8つを掲げる。
3. 当社は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、自然環境を尊重し、環境負荷の少ないモノづくりを目指し、地球環境の保全と維持に配慮した事業活動を行う。また、年に1度その活動内容をCSRレポートとして開示する。

【女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】

第12条 当社はグループ人事ビジョンを策定し、社員を「人財」として捉え、人権や多様性を尊重し、成長を促すための体制作りを行うとともに、女性社員が活躍できる職場環境を整備する。

【内部通報】

第13条 当社は、グループ内部通報取扱要領を定め、従業員からの内部通報を受けられる窓口を内部監査室に設置する。

また、社内から独立した内部通報窓口として、当社の顧問弁護士に直通の外部窓口を設ける。

2. 内部通報によって得られた情報の調査は内部監査室が行い、調査結果に基づき是正処置・再発防止策を講じる。
3. 当社は、コンプライアンスに関する規程により、通報者が保護される制度を整える。また、コンプライアンスの遵守状況は、社長以下取締役によって構成されるコンプライアンス委員会で報告される。

【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

第14条 当社は、企業年金の積立金の運用に際して、企業年金の運用基本方針等を定め、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に運用を委託する。また、運用結果が財務会計に与える影響を認識し運用機関と協議の上で運用商品を決定する。

2. 当社の企業年金の運用担当者は、運用機関のセミナーに参加する等資質向上に努める。また、運用機関から結果について報告を受ける際は財務の専門性を持った者を含む担当部門がこれに当たる。
3. 企業年金の規約等の変更は、加入者の過半数を代表する者の同意を得ることにより、受益者の利益向上を図り利益相反を適切に管理する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

【情報開示の充実】

第15条 当社は、適切な情報開示を重要な経営責務として捉え、投資家保護や資本市場・経営の透明性を高めるため適時・正確かつ公平な情報開示を行う。また、法令に定める開示事項以外についても、ステークホルダーにとって有用と判断される情報に関しては、任意の適時開示の他、当社ウェブサイトやCSRレポート等にて積極的に情報提供を行う。

2. 当社は、情報開示の公平性の観点から、合理的な範囲において英語での情報開示を行う。

【外部会計監査人】

第16条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていると認識し、監査日程や監査体制の確保など、外部会計監査人の適正な監査の確保に努める。

2. 外部会計監査人の評価に関しては、監査役会は経営執行部門から報告を受けるほか、監査現場の立会いや四半期レビューの報告等を通じて、毎期末に外部会計監査人の監査活動の適切性、妥当性について評価を行う。

3. 外部会計監査人の選解任に関しては、当社監査役会において「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を定め、これに基づき選解任を決定する。

4. 当社監査役会では、「会計監査人の評価および選定基準」を定め、会計監査人の適切な評価および選定を行う。

5. 外部会計監査人と当社内部監査室は、内部統制監査や四半期レビュー報告を通じて連携を確保する。

6. 当社監査役会と外部会計監査人は、四半期レビューの報告を通じて連携を確保する。また、監査役会と内部監査室は毎月及び随時に情報交換を実施する。

第5章 取締役会等の責務

【取締役会の役割・責務】

第17条 当社取締役会は、株主から求められる受託者責任を認識し、当社経営理念

をもとに経営方針、経営戦略、年間経営計画、中長期経営計画等を審議し決定する。

決定された経営計画を踏まえ、当社執行役員は職務権限規程等で委任された権限の下、事業を推進する。

2. 当社取締役会は、業務執行状況について代表取締役から報告を受けており、その内容について検証する。

3. 当社取締役会は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当社の事業活動が効率的、効果的かつ正確に行われるよう内部統制システムの適切な運用および整備に努める。

4. 当社の取締役に対する報酬等は、月額報酬および業績連動型株式報酬で構成されている。月額報酬は取締役の業務執行の対価として、株主総会で決議された限度額（年度総額）の範囲内で、個別の報酬の決定は、透明性・客観性を高めるためにガバナンス委員会の審議・答申・助言を経て株主総会終了後の取締役会で決議し、支給する。

また、業績連動型株式報酬は、取締役に前事業年度の連結経常利益の達成度に応じたポイントを付与し、ガバナンス委員会の審議・答申・助言を経て、原則として取締役の退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する。

5. 当社取締役会は、次期代表取締役社長の後継者計画及び育成を重要な経営課題と認識し、後継者計画の方針をガバナンス委員会で審議し、後継者の計画的な育成を行う。

6. 代表取締役及び取締役の選任および解任については、当社取締役会で選解任要件を設定し、ガバナンス委員会の審議し、答申・助言を経て取締役会で決議する。

7. 代表取締役の解任については、コンプライアンス違反により会社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合や、業績が低迷した場合など、当社取締役会で代表取締役解任要件を設定し、客観性・適時性・透明性ある手続きとしてガバナンス委員会における代表取締役の解任についての審議・答申・助言を経て取締役会で決議する。

【監査役及び監査役会の役割・責務】

第18条 監査役会は取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等その他法令で定められた事項を実施し、株主から求められる受託者責任を認識し、企業価値、株主の共同の利益を高めることに努

める。

2. 当社は、常勤監査役を1名選任し、代表取締役と常時意見交換ができる体制を整える。
3. 当社監査役は、グループ経営戦略会議等の業務執行に関わる重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査を行う体制を整える。
4. 当社監査役会は、随時社外取締役との会合を開催し、情報交換が行える体制を整える。

【独立社外取締役の役割・責務】

第19条 独立社外取締役は、経営陣から独立した立場で、専門的な知識・経験等を活かし、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営改善、経営陣幹部の選解任および会社と経営陣との利益相反の監督等に対し助言を行い、責務を果たす。

【独立社外取締役の有効な活用】

第20条 独立社外取締役の選任に関しては、経営全般について有益な提言を行える人物を十分な人数選任し、有効な活用を行う。

【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

第21条 当社取締役会は、独立社外取締役の選定にあたり、人格・経験・見識に優れ、業務執行から独立した立場から経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化に貢献が期待できる者を選任する。また、独立性判断基準に関しては、東京証券取引所が定める基準に準じる。

【任意の仕組みの活用】

第22条 当社はグループ全体の戦略策定等を担い、各事業会社はそれぞれの事業に専念する純粋持株会社体制を選択する。

2. 当社は取締役会のほか、グループ全体の経営を促進するためにグループ経営戦略会議を設け、原則月2回これを開催する。
3. 当社は業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入する。
4. 当社は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会を設置する。ガバナンス委員会では、コーポレートガバナンス体制に関する事項や経営陣幹部及び取締役・監査役の選解任の

方針や役員報酬などについて審議し、取締役会に意見を答申・助言する。

【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

第23条 当社取締役会は、グループ横断的な戦略の立案や実施、経営管理、資金、人材等の適正配分を行うため、各部門に関する知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、ダイバーシティを考慮した取締役の構成とする。

2. 監査役にあたっては、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任する。なお、監査役候補の選任については、監査役会の同意を得る。
3. 取締役の人数は、定款の定めにより社内、社外を合わせて11名以内とする。また、任期は1年とする。
4. 当社は、取締役会の実効性に関し、第三者外部機関を起用した自己評価・分析を行い、更なる取締役会の機能向上を図る。その結果の概要は適時適切に開示する。

【取締役会における審議の活性化】

第24条 取締役会は、自由闊達で建設的な議論により、審議の活性化が図られるよう、取締役会の運営に係る環境整備に努めるものとする。

2. 取締役会の審議の活性化を図るため、付議される決議事項および報告事項の資料は直前に開催されるグループ経営戦略会議にて資料を配布する。また、審議・報告される事項については、取締役・監査役は事前にその内容を把握する。

なお、付議される決議事項および報告事項に情報不足がある場合には、取締役会事務局または関連する部門に対し、情報提供や説明を求める。

3. 取締役会の年間開催スケジュールについては、前年度末までに決定し、各取締役・監査役に通知する。
4. 取締役会は、法令、定款、取締役会規程の定めにより、毎月1回の定時取締役会のほか、必要あるときは臨時取締役会を開催する。

【情報入手と支援体制】

第25条 取締役・監査役は、職務上必要となる情報については、各グループ会社、各部門に説明または報告を求め、社内資料の提供を求めることができる。

【取締役・監査役のトレーニング】

第26条 当社は取締役、監査役、執行役員に対し、役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供する。

2. 新任の社外取締役、監査役に関しては、当社の事業に対する知見を深めるため、工場見学会等の研修を実施する。

第6章 株主との対話

【株主との建設的な対話に関する方針】

第27条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、積極的に株主との対話を行うことが重要と認識し、そのための体制整備を行う。

2. 当社の株主との対話の窓口は広報部とし、広報部担当取締役を中心としてIR活動をする。
3. 当社は、投資家・報道機関向けの全執行取締役が出席する決算説明会を年2回開催する他、中期経営計画説明会、工場見学会等も随時実施し、ステークホルダーに対する情報発信を継続して行う。
4. 株主との対話によって把握した株主の意見は、グループ経営戦略会議にて関係各部門に報告する。
5. 投資家との対話においては、当社のディスクロージャーポリシーにより、決算期日から決算発表日までは決算に関するコメントを控える等、インサイダー情報管理に留意する。

【経営戦略や経営計画の策定・公表】

第28条 当社は中長期の経営計画および経営目標を策定し、目標達成に向け具体的な施策を講じ公表する。経営計画に関する説明資料は当社ウェブサイトに掲載する。